

送り付け商法に注意！！

「注文を受けた〇〇を送ります」などと一方的に電話を掛けてきて、健康食品等を送り付け、代金引換や現金書留等の手段でお金を支払わせる「送り付け商法」の被害が県内で多発しています。

- 注文していない商品を送ると言われたときは、「**いりません。**」ときっぱり断りましょう。
- 「家族が注文した」「間違いなく注文を受けた」等と事実ではないことを言ってきます。
注文をしていないものは**送り付けを拒否**してください。
- 身に覚えのない商品が届いたときは代金を支払わず、**受取を拒否**してください。



送り付け商法で送られる商品

- 一番多いものは
健康食品(サプリメント)
- その他
医薬品、海産物、書籍、
化粧品、開運グッズ、DVDなど



注文していな
い物は受取ら
ない！

○少しでも不安・不審に思ったときは、迷わず警察に相談を！！

警察総合相談電話 #9110(088-653-9110)

徳島県警察本部・(公社)徳島県防犯協会